

【資料】

翻訳：カンボジア・憲法院規則

Translation: Internal Regulation of the Constitutional Council of Cambodia

ミアン・ピッチダビナー*

MEAN Pichdabina

傘谷 祐之**

KASAYA Yushi

目次

- I. はじめに
- II. 翻訳 憲法院規則
 - 第1章 憲法院の第1回会議
 - 第2章 憲法院構成員の品位
 - 第3章 議事日程
 - 第4章 会議の〔招集及び運営の〕方法
 - 第5章 意見の表明
 - 第6章 会議の欠席
 - 第7章 懲戒
 - 第8章 会議中の安全
 - 第9章 憲法院規則の改正の提案
 - 第10章 最終規定

* 名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程

** 名古屋大学大学院法学研究科特任講師

I. はじめに

1993年に制定されたカンボジア王国憲法は、憲法が最高法規であり、「法律及び国家机关の決定は全て、絶対に憲法に適合しなければならない」と規定する（第152条）。法律や決定の憲法適合性を審査するのは、同憲法下で新たに設置された憲法院である（第136条ないし第144条）。

憲法院に関する主要な法律として、1998年4月に公布された「憲法院の組織及び運営に関する法律」（以下、「憲法院法」という）がある¹。憲法院法は、憲法院の構成員や事務局などの組織について、および、憲法適合性審査や選挙争訟に関する手続きについて定める。しかし、一部の事項の詳細については、「憲法院は、その規則を定めなければならない」（第12条第1項）、「……懲戒は、憲法院規則で定めなければならない」（第37条後段）と、このように、憲法院の規則に委任している。

憲法院法の制定後、憲法院は、1998年6月26日に「憲法院規則」を、7月8日に「憲法院において適用される手続きに関する規則」（以下、「憲法院手続規則」という）を、それぞれ制定した。憲法院規則は、憲法院の会議の招集・運営方法や、憲法院構成員の懲戒の種類や手続きについて定めており、憲法院手続規則は、憲法院が憲法適合性審査を行うための手続および国民議会（下院）議員選挙・元老院（上院）議員選挙に関する争訟を処理するための手続を定めている。本稿は、この2つの規則のうち、憲法院規則を翻訳したものである。

憲法院規則は、1998年6月に制定された後、同年7月28日、2007年8月7日、2017年8月30日の3回にわたって改正されている。1998年の第一次改正は、第27条の2を新設し、憲法院構成員を罷免しようとする際の当該構成員による弁明手続を定めた他、第5条および第9条の文言に若干の変更を加えた。2007年の第二次改正は、元老院を新設したことに伴う文言の変更（第6条）、議事定足数の「7名」から「過半数」への引き下げ（第12条第2項）、書記団の構成員および憲法院の秘密会に関する規定の整理（第13条第2項・第3項）、憲法院規則の改正に関する議決定足数の「3分の2」以上から「過半数」への引き下げ（第18条・第29条）とそれにより条文番号に変更があったことに伴う修正²を行った（第26条）。2017年の第三次改正は、兼業禁止の範囲に労働組合の正副代表者を加えつつ、文言を整理し（第4条）、それにより条文番号に変更があったことに伴う修正を行った（第7条・第8条）。

翻訳にあたっては、憲法院のウェブサイトで公開されている、1998年6月制定当時の憲

¹ 憲法院法については、その2018年改正後の翻訳として、ミアン・ピッチダビナー=傘谷祐之「翻訳：カンボジア・憲法院の組織及び運営に関する法律」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第4号（2018年）43-56頁、を参照のこと。

² カンボジアでは、法令の改正によって条文が改められたときは、当該条文番号の後ろに、1度目の改正ならば「新しい(1) (្មី (្មី))」、2度目の改正ならば「新しい(2) (្មី (្មី))」等と記すことが多い。2007年の第二次改正では、第18条の文言を改めるとともに、その条文番号を「第18条」から「新しい第18条」に変更した。それに伴い、第26条の文言も「……この規則の第18条および第19条に規定する……」から「……この規則の新しい第18条および第19条に規定する……」（下線は翻訳者による）に改めた。ただし、この翻訳では、原文で条文番号の後ろにある「新しい」「新しい(2)」は省略し、代わって丸括弧（）内にその条文が改められた年（条文が複数回にわたって改められている場合は直近の改正の年のみ）を記した。一方で、条文中に「新しい第〇条」とある場合は、「改正第〇条」とした。

法院規則³、それを改正する同年 7 月 28 日の規則⁴、「憲法院規則の改正に関する憲法院決定 2007 年第 24 号」⁵、そして「憲法院規則の第 4 条、第 7 条及び第 8 条を改正する憲法院決定 2017 年第 38 号」⁶をもとに傘谷が下訳した。その下訳をミアン・ピッチダビナー（ビナー）をはじめとするカンボジア人留学生有志で組織する勉強会で検討し、決定稿とした。翻訳した条文中で、項番号①・②……の数字は訳者が付したものであり、亀甲括弧〔〕内は訳者が補足した部分である。また、「はじめに」はビナーが下書きし、傘谷が加筆修正した。

II. 翻訳

憲法院規則

第 1 章 憲法院の第 1 回会議

- 第 1 条⁷ ① 憲法院構成員は、就任する前に、宣誓をしなければならない。
- ② 憲法院構成員は、〔その憲法院構成員を〕任命する勅令⁸〔の施行〕の日から 7 日以内に正当な理由なく宣誓をしなかったときは、憲法院の組織及び運営に関する法律第 10 条第 1 項⁹に従い、これを懲戒に処しなければならない。
- 第 2 条 憲法院の第 1 回の〔会議の〕招集及び〔その〕会議体の指導は、憲法院院長を選出する目的で、〔第 1 項の〕宣誓をした者であって、且つ〔第 1 回の会議に〕出席する〔予定の憲法院構成員のうちで〕最年長の憲法院構成員が、これを行う。

第 2 章 憲法院構成員の品位

- 第 3 条 憲法院は、自己の権限を独立且つ中立に行使する機関である。憲法院構成員は、自身の職務の尊厳、独立又は中立を損なう行為をしてはならない。
- 第 4 条（2017 年改正） 現にその任にある憲法院構成員は、〔次の各号に掲げる事項を〕してはならない。
- 〔一〕 政党又は労働組合の代表者又は副代表者となること、及び前条の規定と合致しな

³ http://www.ccc.gov.kh/detail_info_kh.php?_txtID=373（最終アクセス：2019 年 1 月 7 日）。

⁴ http://www.ccc.gov.kh/detail_info_kh.php?_txtID=374（最終アクセス：2019 年 1 月 7 日）。

⁵ http://www.ccc.gov.kh/detail_info_kh.php?_txtID=377（最終アクセス：2019 年 1 月 7 日）。

⁶ http://www.ccc.gov.kh/detail_info_kh.php?_txtID=850（最終アクセス：2019 年 1 月 7 日）。

⁷ 「条」は、原語では「原則（ប្រការ）」。カンボジアでは、「法律（ច្បាប់）」の場合の「条（មាត្រា）」にあたるものを「規則（ច្បាប់）」では「ប្រការ」という。ただし、この翻訳では、「ប្រការ」も「条」と訳した。

⁸ 「勅令（ព្រះរាជក្រឹត្យ）」は、カンボジアの立法の一形式であり、大臣会議の提案に基づき、国王またはその代理として国家元首代行（ប្រមុខរដ្ឋស្តីទី）が制定する（カンボジア王国憲法第 21 条、第 28 条）。

⁹ 「憲法院は、その構成員がこの法律の……第 7 条に違反したとき……は、当該構成員を罷免することができる」（憲法院法第 10 条第 1 項）、「憲法院構成員は、就任する前に、宣誓をしなければならない」（同法第 7 条第 1 項）。

い活動を行うこと。

〔二〕 公刊されうる資料において、及び、公的又は私的な活動のすべてに付随して、憲法院構成員としての自己の役割について評価されるのを許すこと¹⁰。

第5条（1998年改正） 憲法院構成員は、憲法院外での自身の活動における専門職を含む職業¹¹に生じうる変更¹²について、〔憲法院〕院長に知らせなければならない。

第6条（2007年改正） 国民議会〔下院〕議員の候補者又は元老院〔上院〕議員の候補者として立候補することを希望する憲法院構成員は、選挙の公示日の7日前までに特別な休職許可を願い出なければならない。この願い出は、許可される¹³。

第7条（2017年改正） 憲法院は、必要があるときは、一般的な義務のいずれかを果さなかった〔憲法院〕構成員、特に、この規則の第3条又は改正第4条に定める義務を果たさなかった〔憲法院〕構成員を評価する¹⁴。

第8条（2017年改正） 前条の場合においては、憲法院は、無記名投票¹⁵により〔憲法院の〕総構成員の過半数の意見（5票以上）に基づいて決定しなければならない。

第9条（2007年改正） 〔憲法院の〕事務総局の職員は、「立法機関職員の規律に関する法律」に従って事務に従事しなければならない、別に法律の定めがある場合を除き、国家の定める祝日に伴う休暇を取得しなければならない。

第3章 議事日程

第10条 憲法院院長は、会議体の議事日程案を作成する。〔憲法院〕院長に〔議事日程案を作成〕することができない事情があるときは、〔会議に〕出席する〔予定の憲法院構成員のうち〕最年長の〔憲法院〕構成員がこれを作成しなければならない。

第11条 議事日程は、次の順序とする。

- 一 憲法院が緊急であると決定したすべての問題
- 二 憲法院に申し立てられたすべての問題

¹⁰ この第4条第2号は、憲法院の事務総長を務めるタン・ロッタナー（តាំង រតនា, Taing Ratana）氏によれば、憲法院構成員が論文をはじめ著作物を公表したり口頭で意見を発表したりする際に「憲法院構成員」という肩書きを使用してそうすることを禁止する趣旨である、という。プノンペンにおいて2019年3月5日に行ったロッタナー氏へのインタビューによる。

¹¹ 「専門職を含む職業」と訳した「វិជ្ជាជីវៈ ឬ មុខរបរ」のうち、前半部分の「វិជ្ជាជីវៈ」も後半部分の「មុខរបរ」も、一般的には、「職業」を意味する。ロッタナー氏によれば、ここでは、後者の「មុខរបរ」が職業一般を意味するのに対し、前者の「វិជ្ជាជីវៈ」は法律職や医療職など高度な専門性を有する職業を意味する、という。前掲のロッタナー氏へのインタビューによる。

¹² この文節「ការផ្លាស់ប្តូរ ដែលអាចកើតឡើងវិជ្ជាជីវៈ ឬ មុខរបរ...」は、直訳では「……職業を生じうる変更」あるいは「職業が生じうる変更」であるが、いずれにしても文意が通じない。ここでは、文脈を踏まえて意識した。

¹³ この第6条後段は、ロッタナー氏によれば、憲法院はその構成員が選挙に立候補しようとするのを妨げることができず、憲法院構成員が特別な休職許可を願い出たときは必ず許可を与えなければならない、という意味である、という。前掲のロッタナー氏へのインタビューによる。

¹⁴ 「評価する（វាយតម្លៃ）」は、直訳では「価格を見積もる」「値をつける、（土地や家屋を）評価する」。ここでは「人事評価において低評価を与える」という意味か。

¹⁵ 「無記名投票」は、言語では「秘密投票（បោះឆ្នោតសម្ងាត់）」。

第4章 会議¹⁶の〔招集及び運営の〕方法

第12条(2007年改正) ① 憲法院の会議は、憲法院院長が招集しなければならないが、〔憲法院〕院長に〔招集〕することができない事情があるときは、〔会議に〕出席する〔予定の〕憲法院構成員のうち最年長の〔憲法院〕構成員が招集しなければならない。

② 憲法院の会議は、その〔総〕構成員の過半数が出席する場合にのみ、有効であるとみなすことができる。

③ 憲法院構成員の席次は、勤続年数順としなければならない。勤続年数が等しいときは、席次は、年齢順としなければならない。

第13条(2007年改正) ① 〔憲法院の会議の〕招集は、議事日程案を添付し、且つ、緊急の場合を除き、会議予定日の遅くとも2日前までに〔憲法院〕構成員に送付される招集通知で行わなければならない。

② 憲法院の会議の書記団¹⁷の構成員は、〔憲法院の〕事務総長又は事務次長、及び2人又は必要に応じた人数の事務局員とする。

③ 憲法院が秘密会を開くと決定したときは¹⁸、憲法院院長は、その会議を開く前に議場に部外者がいないことを書記団に確認させ、報告させなければならない。

第14条① 憲法院は、会議¹⁹が始まる前に、議事日程について、及び〔憲法院の〕事務総長又は事務次長とともに〔会議に〕出席する事務局員について、可決しなければならない。

② 会議は、憲法院が議事日程と異なる決定をしたときを除いて、議事日程に従って行わなければならない。

③ 〔憲法院〕事務総長は、各々の会議²⁰の際に、〔憲法院の〕事務局員の助けを得て、〔会議を〕欠席した憲法院構成員の名を記録し、及び会議体の議事録を作成しなければならない。

¹⁶ 憲法院規則では、「会議」を意味する語として「ប្រជុំ」「កិច្ចប្រជុំ」「ការប្រជុំ」などを用いている。この翻訳では、全て「会議」と訳した。

¹⁷ 「書記団」の原語は、この第13条第2項では「គណៈលេខាធិការ」であるが、第15条第2項では「គណៈលេខា」という語を用いている。本稿では、両者は言い換えだと判断し、ともに「書記団」と訳した。

¹⁸ 「秘密会を開く」の原語は「ប្រជុំសម្ងាត់」。憲法院法は、選挙争訟の一部について公開で審理しなければならないと定めている他（憲法院法第26条から第26条の5まで）、憲法院手続規則は、憲法院は「審理を公開することができる」と規定する（憲法院手続規則第12条）。

¹⁹ ここで「会議」と訳した「សម័យប្រជុំ」は、国民議会や元老院について述べるときは「会期」の意味でも用いられる。たとえば、カンボジアの現行憲法の第83条第2項は、国民議会の常会について「各々の会期（សម័យប្រជុំ）は、3か月以上の期間とする」と規定する。しかし、この憲法院規則第14条の「សម័យប្រជុំ」は、ロッター氏によれば、「会期」という意味はなく、後述する「会議の時間（ពេលប្រជុំ）」と同じ意味である、という。前掲のロッター氏へのインタビューによる。したがって、「会議の時間が始まる前に」とも訳せるが、文脈上、「の時間」を省いた方が日本語として自然に思われるので、この翻訳では単に「会議が始まる前に」と訳した。

²⁰ この「会議」の原語は「ពេលប្រជុំ」であり、直訳では「会議の時間」を意味する。したがって、直訳では、この第14条第3項は「各々の会議の時間において」であり、同様に、第15条第1項は「会議の時間を延期することができる」、同条第4項は「会議の時間において混乱があり」「会議の時間を延期することができる」であるが、脚注19で述べたものと同じ理由で、この翻訳では単に「会議」と訳した。

- 第15条① [憲法院] 院長は、[会議を延期することが] 有益である又は必要であると考えたときは、会議を延期することができる。
- ② 全ての [憲法院] 構成員は、予め [憲法院] 院長の許可を得て、[憲法院の会議の] 書記団が記入する順序に従って、発言しなければならない。[憲法院] 構成員の一人ひとり は、1回の発言につき15分以内で発言することができる。
- ③ 他人の発言を遮って発言すること、個人を攻撃する発言をすること、[又は] 秩序を損ねる種々の態度を示すことは、禁止する。
- ④ 会議において混乱があり、且つ [憲法院] 院長の禁止 [制止] が聞き入れられないときは、[憲法院] 院長は、議場から退出することにより、会議を延期することができる。

第5章 意見の表明

第16条 憲法院は、決定しなければならないすべての問題について、2種類の方法すなわち挙手又は無記名投票で採決する。

第17条 [憲法院の会議の] 書記団は、これら2種類の採決に際しては、挙手した [憲法院] 構成員数を数え、又は投票用紙を数える。[憲法院] 事務総長は、憲法院院長に [採決の結果を] 報告しなければならない。[憲法院] 院長は、[報告された] 結果を会議体に宣言する。

第18条 (2007年改正) 憲法院による可決はすべて、[その総構成員の] 3分の2 [以上] の多数 (6票以上) で可決しなければならない。憲法院構成員を罷免する決定を除いて、総構成員の過半数 (5票以上) で行わなければならない。

第19条 [憲法院の] 総構成員の過半数による可決に際して、可否同数となったときは、憲法院院長の票が優先しなければならない²¹。

第20条 無記名投票の用紙は、次の3色である。

- 〔一〕 青票は、否を意味する。
- 〔二〕 白票は、可を意味する。
- 〔三〕 白及び青の縞柄の票は、棄権を意味する。

第6章 会議の欠席

第21条① 憲法院構成員は、[憲法院] 院長の許可なく [会議を] 欠席してはならない。

② [憲法院] 院長は、15日以内の休暇を構成員に許可する権利を有する。15日を超える休暇は、憲法院の会議体の承認を願い出なければならない。

²¹ この点について、ピナー=傘谷・前掲論文50頁(脚注26)、を参照のこと。ただし、同論文で翻訳した憲法院法の文言と、この憲法院規則第19条の文言とは若干異なる。

- ③ [憲法院] 構成員は、連続して5日間〔以上〕病気であるときは、その根拠として、診断書を有していなければならない。

第7章 懲戒

第22条① 憲法院構成員は、憲法院の組織及び運営に関する法律の規定を尊重しないときは、刑事罰の有無に関わらず、これを懲戒に処しなければならない。

② [憲法院] 構成員は、憲法院規則を尊重しないときは、これを懲戒に処しなければならない。

③ 憲法院に関する懲戒処分は、次に掲げるものとする。

一 憲法院院長による注意

二 [憲法院] 院長による、記録²²への記載を伴う第2回²³の注意

三 書面による戒告

第23条 憲法院院長は、30日以内に同一の過ち²⁴を犯した[憲法院] 構成員又はこの規則の第15条に違反して秩序を損ねた[憲法院] 構成員に注意を与えなければならない。

第24条 いずれの[憲法院] 構成員も、3回にわたって注意を受け、にもかかわらず過ちをなしたときは、記録²⁵に記載することにより注意を与えなければならない。この懲戒は、当該構成員の給与月額²⁶の4分の1を減ずる。

第25条① 次に掲げる[憲法院] 構成員はいずれも、戒告に処しなければならない。

〔一〕 議場内若しくは議場外で混乱を生じさせ、又は憲法院での職務に出席しないように多数の[憲法院] 構成員を誘導した[憲法院] 構成員

〔二〕 他の[憲法院] 構成員を侮辱し²⁷、他の[憲法院] 構成員と諍いを起こし、他の[憲法院] 構成員を脅し、又は別の[憲法院] 構成員を唆して暴力を用いさせた[憲法院]

²² この第22条第3項第3号の「記録 (កំណត់ហេតុ)」は、ロッターナー氏によれば、憲法院院長が管理する帳面を指す、という。前掲のロッターナー氏へのインタビューによる。

²³ 「第2回の」の原文は「លើកទី២」であり、これを直訳すると「第2回の」だが、ここでは「第2段階の、第2級の」という意味か。そう考えると、第22条第3項に規定された3つの懲戒処分のうち、第1号の「注意 (ព្រឹត្តិបញ្ជាក់)」と第23条とが対応し、第2号の「第2段階」の注意と第24条とが対応し、第3号の「戒告 (ស្តីបន្ទោស)」と第25条とが対応する、という理解が可能である。

²⁴ 「過ち」の原語は「ខុស」。

²⁵ この第24条の「記録 (កំណត់ហេតុ)」は、ロッターナー氏によれば、憲法院事務局が管理する帳面を指す、という。前掲のロッターナー氏へのインタビューによる。そうすると、この第24条の「記録」と、脚注22で述べた第22条第3項第3号の「記録」とは別のものということになるので、第22条第3項第3号と第24条とは対応する関係にはなく、脚注23で述べた推測は成り立たなくなる。

²⁶ 「給与月額」の原語は、この第24条後段では「ប្រាក់ខែ」であり、第25条第2項では「ប្រាក់បំណាច់ប្រចាំខែ」であって、若干異なる。しかし、ロッターナー氏によれば、両者の意味するところは同じである、というので、この翻訳ではともに「給与月額」と訳した。前掲のロッターナー氏へのインタビューによる。

²⁷ 「侮辱し」の原語は、第25条第1項の第2号および第4号では「ប្រមាថមើលងាយ」であり、第3号では「មើលងាយ」である。ロッターナー氏によれば、本来は同じ文言を用いるべきところ誤って第3号のみ「ប្រមាថ」を欠いて「មើលងាយ」のみを用いたものであり、いずれ憲法院規則を改正する機会があれば文言を統一したい、とのことであった。前掲のロッターナー氏へのインタビューによる。なお、フランスの起草支援により制定された2009年刑法では、フランス法の「侮辱 (injure)」に相当する語として「ប្រមាថមើលងាយ」を用いている(第307条)。以上を踏まえて、この翻訳では全て「侮辱」と訳した。

構成員

〔三〕 憲法院又は憲法院院長を侮辱した〔憲法院〕構成員

〔四〕 国王を侮辱した〔憲法院〕構成員

② 戒告は、当該〔憲法院〕構成員の給与月額額の100分の50を2か月間減ずる。

第26条(2007年改正) 憲法院構成員は、この規則の第23条、第24条及び第25条に従って懲戒に処されるときは、その〔懲戒の〕事案に関する通知を受け取ってから5日以内に弁明しなければならない。憲法院は、この〔本条前段に〕定め〔る弁明の期間〕を超過したときは、当事者が弁明したか否かにかかわらず、この規則の改正第18条及び第19条に規定するように過半数で、懲戒に処することを決定する〔ことができる〕。

第27条① いずれの憲法院構成員を罷免することも、憲法院の組織及び運営に関する法律の第10条に従って行わなければならない²⁸。憲法院構成員が辞職を願い出るとは、当該〔憲法院〕構成員が憲法院に対して書面により通知し、〔憲法院構成員を〕任命又は選出する権限を有する機関が新しい構成員を任命又は選出した後に、はじめて可能となる。

② 憲法院は、本条〔第1項〕を適用するとき、その〔罷免される、又は辞職する憲法院構成員を任命又は選出した〕機関が新しい〔憲法院〕構成員を任命又は選出するために、任命又は選出する権限を有する当該機関に速やかに通知しなければならない。

第27条の2①(1998年新設) いずれの憲法院構成員の罷免も、次に掲げる手続に従って行わなければならない。

一 憲法院院長は、罷免される〔憲法院〕構成員に対し、〔当該憲法院構成員が〕弁明書を作成するため〔の期間として〕、通知書を受け取った日から14日間の期間があることを通知しなければならない。

二 この期間を超過したときは、本人〔すなわち罷免される憲法院構成員〕が憲法院に弁明書を送付しなかったとしても、憲法院は、この事案について決定する審理を開くことができる。

② 本人〔すなわち罷免される憲法院構成員〕は、審理に際して、憲法院に出席して自らを防御することができ、又は自らを防御する代理人若しくは弁護士を指名することができる。

第8章 会議の安全

²⁸ 「憲法院は、その構成員がこの法律の第5条若しくは第7条に違反したとき、予告なく連続して3回以上会議に出席しなかったとき、又は、知的若しくは身体的能力を永久に失ったために将来に亘って職務を果たすことができないときは、当該構成員を罷免することができる」(憲法院法第10条第1項)、「憲法院構成員を罷免する決定は、憲法院の総構成員の3分の2〔以上〕の同意を必要とする」(同条第2項)、「憲法院構成員は、軽罪又は重罪のために裁判所により拘禁刑を科されたときは、自動的に罷免されなければならない」(同条第3項)。

第 28 条 憲法院院長は、憲法院の内外に生じる危険を予防する職務を負う。憲法院院長は、この職務を果たすために、警察力を行使し、又は軍事力を介入させることができる。

第 9 章 憲法院規則の改正の提案

第 29 条 (2007 年改正) この規則は、憲法院構成員の 3 人以上が提案し、且つその総構成員の過半数で承認したときにのみ、改正することができる。

第 10 章 最終規定

第 30 条 この規則は、官報に掲載しなければならない。

第 31 条 この規則に反する内容を有するいずれの規定も、廃止しなければならない。

第 32 条 この規則は、憲法院の総構成員の 3 分の 2 [以上] (6 票以上) の同意によりこれを可決し、憲法院院長が署名した日から施行する²⁹。

²⁹ 「施行する (ពាក់ឱ្យអនុវត្ត)」は、直訳では「適用できるようにする」。法律を施行する際には、一般に、「効力あるものとして始まる (ចូលជាធរមាន)」という表現を「施行する」という意味で用いるが、ロッター氏によれば、この第 32 条の「適用できるようにする (ពាក់ឱ្យអនុវត្ត)」は「効力あるものとして始まる (ចូលជាធរមាន)」と同じ意味だということで、この翻訳では「施行する」と訳した。前掲のロッター氏へのインタビューによる。